

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成25年4月10日(水)午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第一会議室
- 3 参加者等

司会者 安 東 章(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 大 熊 一 之(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 鈴 木 秀 行(東京地方裁判所刑事部判事)
検察官 横 田 希代子(東京地方検察庁公判部副部長)
検察官 瀧 澤 一 弘(東京地方検察庁公判部検事)
検察官 自 見 武 士(東京地方検察庁公判部検事)
弁護士 西 美友加(第一東京弁護士会所属)
弁護士 竹 内 明 美(東京弁護士会所属)
弁護士 尾 形 繭 子(第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、本日の裁判員経験者意見交換会を始めさせていただきます。

私は、東京地裁で裁判長をしております安東でございます。本日、司会を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

今回は、裁判員裁判のうちで、起訴された犯罪事実が複数あった事件に参加された裁判員経験者の方々にお集まりいただいております。ですので、少し複数であったということも踏まえて、そういったところにも焦点を当てながら、皆さんの御感想などを伺っていきたいと思います。

まず、私から、それぞれの裁判員の方がどういった事件に参加されたのかということを紹介しまして、お一人ずつ、裁判員を務められた感想をまずお聞かせいただければと思っております。

それでは、1番の方から伺いたいと思います。1番の方の事件は、最初に被告人が強盗目的で家に入って、その家におられた男性の方をナイフで突き刺して死なせ、女性の方にもナイフでけがをさせたという事件です。1回の出来事ですが、被害者が二人おられる事件でありました。1番さん、ご感想としてはいかがでしょうか。

1番

いきなり選任手続の午後に法廷に立たされてしまって、ちょっとびっくりというのが正直なところでした。まさか自分が当たるとは思っていなかったので、いきなり重大な事件に携わったことがどうなんだろう、というのはありました。感想としては、そんなところですね。

司会者

今、お話がありましたけど、午前中に選任、午後に審理というのは、確かに突然だというお話もありまして、最近はそういうふうにはやらないよう、少し間を置くような運用が多くなってきています。1番の方は参加が平成23年11月ですから、まだそういうやり方もあったということで、御迷惑をおかけし、びっくりされたかもしれませんが、最近では、そういうところも踏まえて、運用が変わってきていると思います。

では続きまして、2番の方に伺いたいと思います。2番の方の事件は、結構難しい事件ですけども、風俗関係の仕事をしている女性を監禁して、強盗したり、暴力を振るったりという事件が大きく三つあって、その被害者の方は7人ですね。それから、路上で女性1人を車に押し込んで、監禁して強盗したということで、事実としては四つぐらいあって、被害者の方は8人おられるという事件ですが、2番の方、いかがでしょうか。

2番

私はその日に選任されて、すぐに裁判という形だったんですが、被害者は一人ではなく、複数の事件が重なり重なっていたので、最初は戸惑いまし

たが、やはり裁判員に選ばれたからには、どんな事件だろうと、しっかりやらなければならないというか、私自身、すごく選ばれてうれしかったですし、なかなか無い出来事でしたので、誠心誠意、一人の人生が決まりますし、いろんな人の人生が交わって起きてしまったことでしたので、何というのでしょうか、余り事務的なものはなくて、どちらかという、本当に感情がすごく入るというか、裁判員も全員が世代も違って、私一人だけ若かったんですけれども、いろんな価値観があって大変なときはありましたが、一人の人生の決まることですので、非常に難しい事件ではありましたが、すごくいい経験になりましたし、学ぶことが非常に多かった1カ月間でした。

司会者

ありがとうございました。

続きまして、3番の方です。3番の方の事件もたくさんありまして、住居侵入して女性に暴力を振るったり、それが未遂に終わったもの、わいせつにとどまったものというのが全部で9件ありまして、これは区分審理といって、裁判官が事実を認定して部分判決をつくりました。その上で裁判員裁判をしなくてはいけない事件として、住居侵入と強姦致傷ということで、これについて事実少し争いがあったということで、合計10件という事件でしたが、いかがでしたでしょうか。

3番

私の場合は選任されて、次の日から始まりましたので、ちょっとは余裕がありました。審理は10日間ぐらいやらせていただいたんですけれども、はっきり言いまして、あっという間に過ぎました。今、感想ということで述べさせていただくと、裁判長以下、よく説明をきちりとしていただいて、スムーズにやらせていただいたと思っています。後で出てくるかもしれませんが、黒板とか資料とか結構使っていただいて、事件の解説、今、9件とあって話もありましたけれども、一つ一つ説明していただきまして、その

辺の分析等も、こういう形でこうなったんだよという形のもの、割とわかりやすかったと思っております。

あと、あくまでもこういう感想ということで、よろしいですか。我々の場合は、判事の方と食事と一緒にさせていただきました。早い話が、朝9時ごろから夕方5時ごろまで、びっしり裁判官の方と一緒に過ごさせていただいて、それが10日間続きまして、そして、裁判長の方は自腹だと思えますけれども、3時にはお菓子を買ってきてくれたりして、それを食べながらという形のもので、私は、判事さんというのは遠い存在だと思っていたんですけれども、そういうところで親近感がすごく湧いて、裁判について、ちょっと興味を持っております。それで、それ以降も、新聞とかテレビなんかで裁判の記事が出た場合には見るようになりまして、今まで以上に興味を持つようになりました。

ただ、10日間やらせていただいて、最初はすごく心配といいますか、不安がありまして、こういうものを受けていいのかなのかと思いました。その影響もありまして、実は私の家の前にちょっと公園があるんですけども、その公園に物を置いていたりということはあるんですけども、裁判をやっている最中に、その公園に女性の靴2足、紙袋に入れて置いてあったりして、どきっとしまして、その辺がちょっと不安というときもありました。こういう時代なので、ちょっと心配といいますか。今は何もありませんし、公園なので、そういう、物を置いていたり、というのはよくあるんですけども、その間だけ、自分の心境としてはすごく不安という形のものがちょっとあったのは事実です。

ただ、総じまして、こういう裁判をやらせていただいて、非常にうれしく思っておりますし、また機会があれば、より一生懸命勉強したいと思っております。そういう感想でございます。

司会者

ありがとうございました。

名簿については、1年に1回作りまして、また載りましたら、そのときに声がかかりますので、辞退されなければ、また選ばれば当たりますので、その際にはよろしく願います。

それでは、続きまして4番の方に伺いたいと思います。4番の方の事件も、結構事件がありまして、住居侵入して物を盗んだというのが2件と、住居侵入して女性に暴力を振ったというのが4件ありまして、そのほかに裁判員裁判のものということで、住居侵入と強姦致傷があるというもので、最初の6件、裁判員裁判をやらなくていいものについては裁判官が部分判決をし、それを見て刑を決めていただくというものでした。4番の方、いかがでしょうか。

4番

私も、そのときに来て、当日に裁判になったというパターンなんですね。それで、最初に、どうして私が選ばれるんだろうということはすごく思いました。けれども、選ばれたからには一生懸命やろうということで、余りの緊張で、最初の裁判をするときに緊張してしまって、咳が出てしまって、審議をとめてしまったことが、いまだに印象に残ってまして、そのときに裁判官の方が、「じゃあ、休廷しましょう。」と言ってリラックスさせてくれました。それは、私にとってすごくリラックスできた一つだったと思います。

裁判の内容としては、皆さんと一緒に考えていきましたけども、私の感想として、女性が被害に遭うんですけど、やっぱり施錠という、鍵を閉めてきちっと確認しながらしなきゃいけないということが非常に強く印象に残っております。

司会者

続きまして5番の方ですが、5番の方の担当された事件は、女性の被告人が、旦那さんとされている同居の男の人と一緒に、その男の人の交際相手に

対してストーカー行為をしたり、その居場所を突きとめるために文書を偽造したり、その交際相手のお母さんを監禁して殺害して放火した事件であります。御感想はいかがでしょう。

5 番

ここに今いることもびっくりなんですけれど、驚きとともに裁判員に選出されて裁判を体験して、5日間、常に頭から離れず、食欲もなくなり、眠れなくなりという状態でしたけれど、戸惑いながらも有意義でした、とても。というのは、実際、この事件はとてもすごいんですね。いろんなことが絡まってきたので、初めのうち、理解するのがとても難しかったです。一番戸惑ったのは、裁判というのは、外部にあらわれた事象をもとに常識的な判断をするというふうに、何か書いてありましたけれど、やっぱり被告人の心のうちをどうしても考えてしまって、それが心の中で葛藤というんですか、もう本当に何か悩まされました。それが一番、この事件では感じたことです。

司会者

ありがとうございました。

続きまして6番の方ですが、6番の方は、4番の方と同じ事件ということですね。先ほど言いましたように、住居侵入で女性に乱暴したのが4件と窃盗が2件で、そのほかにも窃盗、住居侵入して女性に乱暴してけがをさせたということでしたね。いかがでしょう。

6 番

裁判員に選定されたことももちろんなんですけど、その事件の内容そのものにちょっと驚き、ちょっと動揺もあったんですけど、実際に法廷で被告人を見たときに、かなり衝撃が強かったのを覚えています。

最初の1カ月ぐらいは、ちょっと不安というか、住居侵入とかそういうのが関わっているので、普段、自分の家でもセキュリティに注意したりとか、歩いている人を見かけても、男の人も見かけにはよらないのかなとか、ちょ

っと疑い深くなったり、ちょっと不安な日々を過ごしていたんです。1カ月ぐらいたって普通のモードになってからは、やっぱり裁判での経験がもとになって、裁判そのものに特に興味を持つようになりました。ニュースとか、映画とか、法廷ものとか、かなり積極的に見るようになって、今回もどうしようかなと思ったんですけど、経験を生かせる意見を言えればと思って参加させていただきました。

司会者

ありがとうございます。

それでは、続きまして7番の方をお願いしたいと思います。7番の方の事件も全部で6件あり、5件については、住居に入ったりして襲ったり、住居に入らないで襲ったりというので、裁判官のほうで既に判決をしている。その上で、その事実も踏まえて、強制わいせつ致傷という裁判員裁判について、全体を審理していただいて、その上で刑を決めていただくというふうな、性犯罪を6件を続けてやったような事件になっていますけど、いかがでしょうか。

7番

そうですね、私、本当に今まで全然裁判ということに興味もなかったし、人ごとのように考えていました。今回、初めて裁判員になって、検察官や弁護人の説明を聞きまして、知識がない中、何とか理解できたかなと。検察官にしても、弁護人の方にしても、素人にわかりやすいような工夫をしたんじゃないかなというふうに感じております。今でもまだ記憶に残っているのは、論告と求刑と弁論、これはしっかりと、どんなことを検察官、弁護人が話したかというのを覚えています。ただ、冒頭陳述だけ、ちょっと余り記憶ないんですね。私、ちょっと提案なんですけど、今は、何げなく冒頭陳述とか論告・求刑をすんなり言えるんですけど、最初、何のことかよくわからなかったの、やっぱり裁判員になった方には、詳しくなくてもいいんで、何のた

めの冒頭陳述なのか、何のための論告なのか、意味とか、それから、ちょっとしたそれに立ち会うときの注意点、そんなものがあると、もっとよりよく裁判にも立ち会うことができるのかなと思うので、ぜひ改善をお願いしたいと思います。以上です。

司会者

どうもありがとうございます。またその話は後で出るかもしれませんが。御指摘はごもっともだと思います。普段、それぞれ裁判長あるいは裁判官は心がけていることだと思いますけど、不十分なところもあったかと思うので、またちょっと考えていきたいと思います。

それでは、続きまして8番の方ですね。8番の方の事件は、被害者の方を殴ったり縛ったりして強盗をして、そのキャッシュカードでお金をおろしたという強盗致傷、それから窃盗のほかに、別に交通事故に遭って、本来は請求できない金額の休業損害補償金というのをだましたと、保険金詐欺ですね。これがくっついているというふうな事件です。いかがでしたでしょうか。

8番

裁判員に選ばれたときはまさか自分がと思って、年間で8,500人に1人とかいう話を聞いていたので、宝くじでも当たらないかなと思ったんです。結局、それはだめだったということで、それでもいい経験はできたなと非常に思っております。

実際に事件のほうなんですけど、被告のほうが事実を認めていたことから、その争点が刑期にありました。そこで事件をいろいろ聞いていると、被告人の家族だとかが出てきたりとか、お子さんの話が出てきたりと。どちらかという、被告人に感情移入してしまうような場面が多々ありました。それに対して最後の刑期を申し上げるときにというのが、自分の中では非常に重いものでして、終わった後に、さあ飲みに行こうかという気分にはなれませんでした。ただ、やっぱり非常にいい経験だったので、もし今後、機会があ

ったらまたやりたいなとは思っております。

司会者

どうもありがとうございました。今、最初に全般的な御感想ということで伺いました。

それでは、続きまして、少し中身に入っていきたいと思います。審理の中身で、最初に検察官、弁護人のほうでこんなことをやりますよという冒頭陳述があります。それから最後にまとめの意見として、今も出てまいりました論告・求刑、弁論というのがあります。そういう部分について、いかがかなということをお聞きしようかと思っております。それから、その後、証拠のことも別途お聞きしようかなと思っておりますが、時間の関係もあります。大分お話しいただいたので、証拠についてもまとめてお聞きしましょうかね。好きなところをお話しいただければと思います。全般について結構ですので、感想としてここがこうだと。先ほど7番さんのほうから、裁判官の説明でこういうところを少しもらったらという話もありまして、実際に検察官、弁護人が意見を言ったり、証拠を出したりするときに、こういうところがわかりにくかったとか、ここはよくできていたというところがあったら、あるいは御感想をいただけるかと思えます。

今回、事件が多い方が結構おられますので、それにこだわる必要はありませんけれども、もし事件がたくさんあったことでわかりにくかったとか、事件がたくさんあったけど、割とうまく工夫されていたとかありましたら、その辺もちょっと伺ってみたいなと思えます。

1番

そうですね、法廷での審理とかですけど、先ほども7番さんがちょっとおっしゃられていたことですが、私もいきなり法廷に午後立たされて、右も左もわからない状態のまま、審理に臨んだわけなんですけれども、最近、知ったんですけど、何かこういう「弁護のゴールデンルール」なる本がある

らしくて、これを読んでいて、ちょっとおやと思っちゃうところもあったんですね。法廷では白黒つけるところで真実は求めないと。やっぱり法廷に立つに当たっては、ある程度のリテラシーが要るんじゃないかと、そういう点について。何と云うのか、ここに書いてある誘導尋問なんていうのも、正直、ああ、こういうのが誘導尋問に当たるのかというのも初めて知りましたし、やっぱりそういうのがまるっきりない状態で、全くの素人がそういう法廷に立ってしまって、果たしてよかったのかなというのがありますし、逆に、私が担当したのは特にそういうことはなかったとは思いますが、思いたいものもありますけど、やっぱり進め方であるとか、その法廷用語であるとか、わかりやすく解説もしてはいただきましたけれども、何と云うのか、法廷戦術ともいうものについても、ある程度の予備知識みたいなものもあってもよかったんじゃないかなとは思いますが。

司会者

なかなか難しい御指摘ですね。当時は、弁護人がああいうことをするのはどうしてなのでしょうとか、検察官は何であんなことをするのでしょうかということで、裁判官と話をしてみたりとかというのはありましたか。

1 番

それは特になかったですね、私的には。ただ、やっぱり法廷で、ドラマだとよく異議ありとかやりますが、そんな派手なパフォーマンスはなく、それでも、やっぱりここはこうじゃないですかという反対の立場からのある意味での異議申立てみたいなものはあって、どこがいけなかったんだろうというのありましたよね。

司会者

どうもありがとうございます。

では、続きまして2番の方。何か全体の審理で主張とか、意見とか、証拠とかを見て、何か感じたりとか、思ったこととか、疑問に思ったこととか、

わかりやすかったとか、何かありましたら。

2 番

私の裁判では、検察官の方や弁護人の方から最初に資料をいただくので、それを一度拝見しただけで、もうやっぱり検察官の方の熱意がものすごく伝わってきました。弁護側は余りにも簡素過ぎて、本当にこの人を助ける気はあるのかなと思うぐらいの簡素さでした。検事の方も弁護人の方も二人ずついらっしゃいましたが、弁護人の方に関しては、一人は若手で、もう一人はちょっと多分上の方なんでしょうが、裁判中にもかかわらず、あくびをしていました。何度もそれを見たので、私らからも、この人たちはちょっとプロ意識が余りにも足りていない弁護士の方だなと思って、少し残念でした、すごく。

検事の方と弁護士の方のすごい争いも裁判中にありましたが、やっぱり何ですかね、この人を助けたいという気持ちとか、守りたいという気持ちがあるわれていることが多くて、どちらかという、検事の方のほうが話がすごくわかりやすいですし、筋道も立っていました。被害者への思いもしっかり伝わってきましたし、被告のこともしっかり理解をした上で意見も投げかけていました。ただ、弁護側に関しては、余り何というんですか、論点がずれていることも多々あったので、こんなことがあっていいのかなというのが感想ですね。本当に検事の方に関してはわかりやすかったです。ただ、弁護人の方に関しては態度自体もひどかったもので、わかりやすいとか、そんなのは余り印象にはないです。

司会者

なかなか弁護人に厳しい御意見なんですけど、今、何か御質問とかはありますか。

西弁護士

そうですね、今の論点がずれていたというところなんですけども、そこも

ちょっと教えていただいでよろしいですか。

2 番

聞かれていることに関してと、被告人が言っていることに対して、余りにもちょっと論点がずれていたのので、多分弁護人の方は助けようとしていたんですけれども、その食い違いもひどかったですし、裁判官が聞いていることに関してもしっかり対応ができていませんでした。

西弁護士

ありがとうございました。

司会者

それでは、3 番の方、どうでしょうか。

3 番

私の場合は全く素人だったせいで何事も新鮮に感じました。それで、ちょっとこういう言い方は恐縮なんですけれども、すごく興味を持って全てのことに対して対応したつもりです。

裁判というのは私も余りよく見たことがないんですけれども、休廷というのは結構あるんですね。例えば陳述して、その後に休憩をとって証拠の朗読とか、途中の昼休みも当然1時間ぐらいありますけれども、休廷が30分ぐらいずつあったように記憶しております。この間に私どもの場合は、さっき言いました9件も事件があったので、その件については、裁判長と申しますか、判事の方が一生懸命説明くださって、それで、休憩の時間もこちらから質問すれば、食事は当然しているんですけれども、その間も質問に答えていただいで、素人がこういう形で携わることに関してのフォローは、裁判長以下、判事の方がよくやっていたと思っております。

それで、部分判決ということで九つも出ましたので、最初は本当は戸惑ったんですけれども、その辺、こういう形でこういう判決が出たんだよって、事件も大体同じような事件だったので、最後は、ああ、そうなのかと納得で

きたような感じでした。

総じて私の場合は、最後のところ、証拠のところも黒板に字を書かれて、ここが論点だよって、あなたたちはどう思うかという形で、その論点については、裁判長以下、説明していただきました。そういう意味では、私が所属したところは割と説明があったように記憶しております。

検察官の方も一生懸命やっていたらっしゃって、それは事実で、それについては表なんかもありまして、確かに弁護士の方の表と、裁判官の方の表といえますか、資料とはちょっと若干、何といえますか、深みがちょっと違ったところもあったんでしょうけれども、弁護人の方も一生懸命、私は説明されていたように気もしますし、そんなに遜色なくやられていたような気がしますので、事件によっていろいろあるのかもしれませんが、私は、特に弁護人の方が云々というものは感じませんでした。以上でございます。

司会者

ありがとうございます。

3番の方、部分判決ということで、9件については、こういう事実がありましたということを経理官のほうで確定して決めて、こんな事件でしたということも決めて、それで、それをもとに刑を決めてもらうというふうなシステムになっているわけですね。裁判員の方が全部審理してもちょっと長くなってしまいますので、裁判官でこういう事実ですよと。こんなことをやっていますよと。それを読んでいただいて、必要に応じて被害者の方の話なども少し聞いて、それで刑を決めてもらいましょうと、そういうシステムなんですけど、その辺は割とスムーズに行かれましたか、それとも、部分判決より、やっぱり実際に調べた事件と同じように、9件を全部調べないとわかりにくいのか、そこはどんな感じでしたか。

3番

願わくば、その時間さえあれば、9件の事件についても。要するに、法廷

で二日か三日ぐらいにわたってその話を聞きました。それで戻ってきたら、必ず裁判官の方から説明していただきましたので、それはそれで。本当は全部やりたかったような気がしないでもないですけども。つまり、システム上2か月も3か月も来るということはちょっと私のほうもできないですし。でも、そういうシステムになればなったで、私はどっちかといえば、全部聞きたかったぐらいでした。興味と言ったら語弊があるかもしれませんがけれども、ああ、そうなんだという形のもので、その9件の事件の一番最初の事件についてはよくわからなかったんですけども、それから始まって、いろいろ質問を裁判官にしたら、その次の事件のほうからは、こうだよ、こうだよという形でも説明がありましたので、短い時間の中でやるについては、よしとしなければならないのかなと思うんですけど、その辺はまたシステムを考えていただければいいと思います。結果論としては、理解はできました。

司会者

それでは、4番の方、いかがでしょうか。4番の方も件数はそれなりにありまして、刑もそれなりに厳しい事件ですけど、いかがでしょうか。

4番

これは私の個人の感想として聞いてほしいんですが、評議のときに、やっぱり女性の感情といいますか、観点からどうしても考えてしまう。女性は何も悪いことをしていないのに、勝手に土足で家に上がってくるという感覚の事件だったと思うんですが、ただ、それは私の気持ちだけかもしれませんが、裁判というのはこういうものなのかなという印象をすごく受けた裁判でした。何というんですか、私が今まで何十年か生きてきた中で、すごくいい体験をさせてもらいました。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございます。今、評議の話にも入りましたが、評議についてはまた後で伺いますので、実際の審理のときにどうだったというのはあります

か。どの程度、検察官、弁護人が説明していたり、あとはその証拠を見ているときとかに、それぞれの言おうとしていることが伝わってきているかとか、たくさん事件があってわかりにくかったとか、割と工夫されていたとか、その実際の法廷で聞いておられるときの話で、何か御感想とかそういうのはありますか。

4 番

それはもう理解できましたし、受け入れられました。

司会者

それでは、続きまして5番の方、いかがですか。やはり検察官、弁護人のやっていたこととか、事件の中身が伝わってきたか、また、評議の話ももう一回お聞きしますが、そのあたりではいかがでしょうか。

5 番

検察官や弁護人の方の冒頭陳述とか調書とか論告、弁論とか、みんなとてもわかりやすく整理されていたので、多分前の準備がとても大変だったんじゃないかなと思ったんです。ちょっと複雑な関係のをこれだけわかりやすく整理して、1回読んだだけで大体理解できるようになっていましたので、とてもよかったと思います。あとは、理解しやすかったということですね。

司会者

この事件では、被告人と一緒にやったという人の話も聞かれているんですね。同居していた共犯というか。

5 番

主犯の方は別にいて、つまり、現実逃避と言われても仕方がないように従ってしまったという方の裁判だったので、やっぱり心の問題が出てきちゃったんですけれど、でも、まあ確かに犯したことは事実なので、それに対する、まさに刑というものは仕方がないことなのかなと思いました。

司会者

主犯とされている方の話を実際に聞いて、ああ、こんな話だったな、主犯の方と被告人の話を聞いて、こんな関係だったのか、こんな話だったのかなというのは、そこで話を聞いてわかりましたか、法廷で。

5 番

はい、そうですね。被告人の方と主犯の人、その関係はかなり複雑でしたけど、そういう実際に経験したことがないので、そういうときにどんな状況になるのかというのが想像でしかないんですけど、多分こうだったんだろうかとか、ああだったんだろうかというのは皆さんが思ったと思いますので、そうですね、わかったと思います。

司会者

ありがとうございました。

続きまして6番の方。検察官、弁護人の意見ですとか、最初の冒頭陳述、最後の刑と、あるいは、実際に人の話を聞いたり、写真とか証拠を見たりといったとき、何か気になったところとか、いいなと思ったところとかありましたら。

6 番

私の場合、検察官が女性二人で、被害者も女性だったんですけど、被害者はその場にいないで、検察官が被害者の心を伝えるという場面があり、かなり情感を込めて女優顔負けのスピーチで、こちらも結構それに影響されて、被害者の感情がよくわかったと。論点をかなり整理されていて、非常になれない事件ではあったんですけど、すらすら入っていけました。

一方で、弁護側は、ほとんどもう部分判決で、過去6件、それは有罪で決まっていたので、7件目の事件、少しでも刑期を抑えられればそれでオーケーみたいな、ほぼ諦めのような感じが伝わってきました。

また、証人については出てこなかったもので、被告への質問もあったんですけども、回答も的が射られていないので、ちょっと質問の意味がよくわか

っていないのかなという印象を持ちました。

裁判官からの説明についてはとてもわかりやすかったですけれども、裁判そのもの、法廷、法律関係についても疎かったので、選定されてから少し時間があれば事前勉強なるものもできて、もうちょっと有意義な意見を言えたのかなとちょっと思っております。

司会者

ありがとうございました。選任から実際の審理に入るまでに少し時間があって、少し考える時間とか気持ちの準備もありますし、人によっては少しどんなものかを考えていきたいということもおありになるんですね。

今、女性の検察官がその被害者にかわって非常に感情を込めて、というふうに言われたんですけど、被害者の方の供述調書、それを読まれたということですか。

6 番

そうですね、はい。

司会者

被害者の方の供述調書を被害者の方のように読んで、それが内容的に非常にインパクトがあったということですね。

6 番

そうですね。結構、裁判員の心に響いたと思います。

司会者

今、裁判員裁判では、なるべく実際の事件がどんなものであったかということを知ってもらうために、被告人だけでなく、主要な関係者の方には来ていただいて、裁判員の方に実際に見ていただいて、必要なことはまた聞いてもらうということも考えてやっています、証人に来てもらう方が多いんですけど、性犯罪の場合には、被害者の方にそれが御負担になるので、お呼びしないということももちろんありまして、そっちのほうが多いこともあ

るんです。そのあたりの御説明みたいなのは裁判官からありましたか。

6 番

被害者が出ないということ。

司会者

はい。

6 番

そうですね、はい。

司会者

被害者の方は来られないけども、今回の場合は、その書面の証拠を聞く中で、それなりに気持ちは伝わってきたと、そんな印象だったということですか。

6 番

そうですね。検察官のそのスピーチの質にかなり影響されるんじゃないかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。

続きまして7番の方。検察官と弁護人について、どうでしょうか。

7 番

今、6番さん、それから2番さんも言ったように、やっぱりどうしても検察官の方が印象に残っちゃうんですね。あと、我々も裁判そのものを証拠のみで判断してくださいと裁判官からも言われたんですけど、途中で証拠のみというものの、検察官の方が話している話の中で、どこまでが証拠で、どこからが背景、経緯なのかがもうごちゃまぜになって、最後はやっぱり検察官のパワーというか、説得力に圧倒されて、ああ、やっぱりそうなんだろうなとか、一々ちょっと被告人の思う以上に、被告人が悪いんだというふうに思った部分も、ちょっと自分ではあったのかなと。今思うと少し課題を残した

のかなと自分では思っています。ですから、弁護人の方はいいかげんというわけじゃないですけど、やっぱり裁判というのはフェアな場所なので、もうちょっと弁護人の方も工夫して、やっぱり裁判員の我々にも納得できるような弁護をしていただければ、もっとよかったのかなと。そこはちょっと残念ですね。

司会者

それは具体的にはどんなことにあらわれてくるんですかね。

7 番

さっき、6番さんも言ったように、被害者の方の言葉では言い表わせないものを文章にして、かわりに検察官が読み上げてくれて、本当に何というんですか、よくぞそこまでペーパーにまとめて、みんなに訴えたんだなと。相当その被害者の方の痛切さが伝わってきたという感じでしたよね。

一方、弁護人の方も、一生懸命弁護をしているんですけど、言うほど悪人じゃないというものの、やっぱり説得力がいま一つ何か残念だったなという感じですね。

司会者

それでは、8番の方、いかがでしょうか。強盗致傷と、それから保険金詐欺事件ですね。検察官や弁護人の活動をごらんになっていて思ったところとか、感想とかがありましたら。

8 番

僕の担当した事件というのが、3件の複数のものだったんですけど、それに対しては非常に時系列にまとまっていて、内容としても理解できたと、そういうふうに思いました。やはり皆さんおっしゃられるように、検察官のほうの冒頭陳述とか言い分のほうが正しいようにやはり見えていたところがあって、弁護人の方の冒頭陳述に対して特に思ったのが、被告人質問のところで、弁護人の冒頭陳述に対して、それを否定しないような形で何か答えよう

としているのが被告人からひしひしと感じられて、自分の都合のいいことしか覚えていないと。基本的にこうなんですかと聞くと、「覚えていません。」、「覚えていません。」、「でも、こういう意思はあったんですか。」、「いや、それはなかったです。」と。そういうところもあって、結局は検察の意見というのが、やはり僕の中で強く残っているという印象です。

司会者

今、ざっと検察官、弁護人の活動についてお聞きしましたが、そうしますと、件数がいっぱいやった方が、2番さん、3番さん、4番さん、6番さん、7番さんで、2番さん以外の方の事件では、部分判決もされている。件数が多いから負担になったかという点については、それなりに頭には入ったという感じですかね。何かその辺はありますか。今お聞きしたところだと、そこは余りひっかからなかったという感じですか。

7番

そうですね。内容そのものは非常にわかりやすかったのです。

司会者

それでは、今、検察官、弁護人の活動についてお聞きしましたので、検察官、弁護人のほうから何か御質問がありましたらと思いますけど、検察官はありますか。どうぞ。

横田検察官

横田でございます。いろいろと貴重なお話をお伺いさせていただきまして、ありがとうございました。

やっぱり今、御意見がありましたが、検察官の意見ではなくて、これは証拠に基づくものなんですということをわかりやすく理解していただくためには、証拠をできるだけ生のものを見ていただくというふうに検察官としては努力をするんですけども、中にはちょっと御遺体の写真であるとか、けがのお写真であるとか、ちょっと生々しいものもあったりして、そういうも

のを裁判員の方がごらんになってショックを受けるのではないかと、やっぱり私どもも、ちょっと前もって構えてしまうところがあるんですが、そういう生の写真のようなものというのは、どんどん見せてほしいというお考えなのか、それとも、ちょっとやっぱりそういうのは見なくたって判断できるというふうにお考えなのか、そこら辺を忌憚のない御意見を伺いたいなと思っております。

司会者

生の写真というのも、ちょっとどういうものかを見ないと、なかなか言いにくいところがあるでしょうが、イメージとしてどうかというお話。それから、私の個人的な経験ですと、性犯罪の被害者の方の供述調書、性犯罪の被害者の方にお越しいただくのは無理だということで調書を読むに際しても、調書を聞くだけでもつらいとおっしゃっていた裁判員の方もおられて、終わった後に、あんなに聞かなくても十分判断はできましたという方もおられました。そういう点で、リアルになることによって、見聞きする側が厳しくなるものもあるというのは事実でありまして、そのあたりについて、何かお感じの方とか、お答えになられるという方はおられますでしょうか。どうぞ。

2番

私の場合、強姦が非常に多い事件だったので、被害者の方はお一人だけ直接いらしてくださったんですけども、本当に一番ひどいことをされた方に関しては手紙で、書面で思いを女性の検事の方が読み上げてくださったんですけども、やっぱり人にはいろんな価値観があるので、そこまで言わなくてもわかるとか、見なくてもわかるというのはまずあり得ないと思っていて、私の場合はリアルにその場で本当に起きたことを見せてほしいですし、私の場合、強姦だったので、傷というものは見ましたが、現場だったりも見させていただきましたが、やっぱりそこで私たちが見なかったら、本当にその裁判に選ばれたのに見ないというのって、私はあり得ないと思っていて、同じ

女性だからとか、親、男性だからとか、そういうのは関係なくて、よりリアルなものを見せてもらわないと、被害者の痛みというのはわからないですし、やっぱり被告の冷酷さとか冷徹さとかもわからないので、私的には見せなければいけないものだと思います。

司会者

ありがとうございます。

ほかの方もどうぞ。

3番

今おっしゃったように、いろんな価値観がやっぱりあると思うんです。私の場合、率直に言いまして、裁判員に選ばれたのはすごくうれしかったんです。うれしいというよりも、やってみようと思ったんですけれども、無期か死刑か、何かそういう形のものが、最近、裁判に入れられているはずなので、私はむしろ殺人事件か何かのほうがあれだと思って、その場合に、その写真というんですか、そういう点では私は抵抗は全然ありません。一応私も職業柄、死体が分断されたり、まともな死体じゃなかったものも結構見えています。それで、本当に若いときに会社に入って最初に見たときに、もう吐いちゃうようなときもありました。ただ、やっぱりそれは慣れて、だんだん真正面から見れるようになってきましたけれども、こういう事件も、やっぱり今、2番さんがおっしゃったように、やっぱり一応見せて、それで、そこで動揺されると、ちょっとまたその辺はどうかはわかりませんが、少なくとも全部見せたほうがいいと思うんです。そういうことで、強姦致傷の場合も、その写真というわけにはいかないですけれども、伏字とかいろいろあったのも見せていただきましたけれども、やっぱり見せたほうが私はいいと思いますけれども。

司会者

ほかはなかったですか。

7 番

写真だけの話を捉えれば、証拠、事実であれば、私も見るのは見れると思っています。

ちょっと話変わるんですけど、事実以外の、証拠以外の検察官が被告人に尋問する場面ってありましたね。あれって、どこまで、許されるというか、何か本件と関係ないような、おとしめるためにより悪く見せるために質問するようなのを聞いていると、ちょっと我々も専門家じゃないので、より悪く見えちゃうんですよね。それって、ちょっと何かフェアじゃないんじゃないかなと感じますけど、その辺はいかがなものなんでしょうか。

司会者

それはどういう場面でしょうか。被告人質問の中で検察官が被告人を質問しているときに、被告人の言っていることとかについて、少し厳しい質問をしていた。その場面ですか。

7 番

事件と関係ないような、その生い立ちというか、何というか、要はそれだけ悪い人間なのでこういう事件を起こしたんだというのを引き出したいためにやるんですよね。それって、普通に考えて、余りフェアじゃないなと感じるんですけど、許されるんですかね。

司会者

どうですか。検察官、何かありますか。許されるかどうかというのは、裁判官のほうで判断して、事件に関係がない、不必要、あるいは不相当だということであれば制限するということになりますので、裁判所のほうで最終的には判断します。検察官としては、どういう場合にどういうことをしていると、それが裁判員の方々にどう映るかみたいなのところがあるでしょうが、もし何かあるようでしたら。

横田検察官

そうですね。事件のことを、その場には私はおりませんでしたので、どう
いう質問についてそのような御意見をお持ちになったのかはわかりませんけ
れども、検察官は関連性があると思って質問はしているものと思いますが、
裁判員の方にそのような御懸念を抱かせたということであれば、それは被告
人質問として、検察官として、言葉は悪いですが、成果が上がっていないと。
全くその被告人質問として検察官が、検察官は適正な判決を得るために立証
活動をするのが検察官ですので、適正な立証活動と言えたのかどうかという
ことには、もうそれは率直に反省をしなくてはいけないというふうに思いま
す。

7番

裁判官もそう思っちゃいないんですね。例えば裁判官の方も、日常の中で
そうなっているんで、余り違和感はないと思うんですよ。ところが、我々み
たいな普通の人間でそういう場にいると、ちょっと違和感があるので、そう
いう点がどういったものなのかなと、ちょっと疑問があったので質問をしま
した。

横田検察官

また参考にさせていただきたいと思います。

司会者

私どもも、裁判官もちょっとその辺は踏まえて活かしていきます。

先ほどの写真の話とかはよろしいですかね。今日の2番さん、3番さんは
大丈夫だというお話もありましたが、経験から言いますと、裁判官のほうで
は結構大丈夫かなと思ってお見せしても、ちょっとあれがもう夜に頭に浮か
んで、という裁判員の方もおられるので、皆さんが同じ意見かというところ
でもないところもあると私は体験上思っています。ただ、どのぐらいがいい
のかというのは、また皆さんの感覚を踏まえてといったことかなと思ってお
ります。

それでは、弁護人のほうはいかがでしょう。

西弁護士

いろいろ御意見を伺って、かなりショッキングな御意見をいただいて、勉強させていただいているところなんですけど、私のほうで伺いたいのは、いろいろ価値観の違いがあったとか、そういうところからの違いなんですけども、皆さんの裁判で、人の内心だとか気持ちを認定されている裁判があったと思います。例えば被害者の同意があったのかとか、性行為に対して被害者の同意があったのかとか、殺意があったのかと、殺す意思があったのかどうかとか、それから性行為をするに当たって、その時点で性行為をする意思があったのか、それとも、もうちょっと後なのかとか。

それから、5番の方が先ほどおっしゃっていたその被告人の心というのが、やっぱりなかなか葛藤がありましたというふうにおっしゃっていました。

それから、8番の方、先ほど被告人質問で、いろいろ弁護人が誘導でどんどん、まるで冒頭陳述そのまま言うようなことを言わせていて、そんなことないだろうと思ったというようなお話もあって、皆さんの中で、そういった被告人なり被害者なりの内心を認定する、もしくは評価する、そういうことがあったかと思うんですけど、そのときの悩みだとか、それから、それぞれ裁判員の方々が価値観が違ったときに、殺意はあったんだというふうな認定になったのか、ちょっとその辺の悩みのようなものがあったら教えていただきたいと思いますが。

司会者

御質問の趣旨は、どんなところで悩みましたとか、どんなことを思いましたみたいな、そんなところでよろしいですね。

西弁護士

そうです。いろいろ言っても、こんなことなんだから、殺意ないなんてあり得ないよねとか、ちょっとそういう感じのものも教えていただければと思

います。

司会者

どうでしたか。何かお答えのある方がおられれば。どうぞ、1番の方。1番の方は重い刑の事件でしたね。

西弁護士

そうです。殺意があるか。

1番

その殺意の有無なんですけれども、私は、あくまで人の内心はわからないという立場で、得られた客観的な証拠書類、特に検視のデータのほうからちよつとしたモデルを組み立てて、それで、被害者は2名いらっしゃいますけれども、お亡くなりになった方ともう一人、傷害でけがをされた方のけがの程度、それで推し量って、比較してみました。

いろいろと反論し得るものはあるんだとは思いますが、それでも一応その判断は、私としては、証拠に基づいた判断をしたつもりです。

司会者

ほかの方で、先ほどの弁護士さんの質問にお答えになれるところはありませんか。こんな感じでこんなことを考えたとか、こういうところが難しい、そのぐらいでしたらと思うんです。

8番

僕の事件の場合は、あくまで計画性といったところが論点ではあったんですが、先ほども申し上げたように、その都合のいいことしか覚えていない。それはやっていないと、計画性に関しては完全否定をしているものの、そのあたりに関して普通は覚えているだろうと、自分のやったことはというものに対しては全て覚えていないというところで、とぼけているような感覚を得ました。

西弁護士

ありがとうございました。

司会者

何かありますか。どうぞ。

5 番

私の事件では、主犯の人が、従犯と言っていいのかわからないですけれど、私が受けた……

司会者

従属的というか、主犯でないということですね。

5 番

従属的、そんな感じですか。主犯じゃなく、犯してしまったというふうな裁判だったんですけど、いつも絶対服従とか逆らえないという関係をずっと続けていると、人間はどうなってしまうんだろうというふうに考えていきますと、いろいろ意見がありますよね。ですから、そういうときにやはりどう思うかということが出てくるんですよ。

西弁護士

この被告人質問が、多分1時間ぐらいだったんじゃないかと思うんですけど、弁護人が1時間ぐらいで。

司会者

そうですね。検察官が45分で。

西弁護士

それほど長くないんですよ。それで、わからなかったら特にいいんですけど、やっぱり足りなかったとか思われるところはありませんでしたか。それから、数々のそういったDVをずっとやっておられる人のことをよく知っている専門家のような人の話を聞きたかったとか、そういうことってありますか。

5 番

そうですね、ちょっとそうは思ったんですけど、この裁判ということが事実をもとにして現れているものから判断しなければいけないとすると、余り深く考え込むと、なかなか刑が出せなくなってしまうと思いました。

西弁護士

では時間的には、まあ、適切だったかなという。

5 番

そうですね、はい。ただ、ちょっと考えましたということです。

西弁護士

どうもありがとうございました。

司会者

それでは、評議について、少しお聞きしたいと思います。ここでお伺いしたいのは、議論でいろいろ意見は言えましたかという話ですとか、あとは結論を出す上でどうでしたかということで、特に今回、事件が幾つかあるということで、刑を決める上でどういった問題があったかということです。私のほうでちょっと思いましたのは、幾つも事件をやっている人というのは、同じような事件をやっている人がそんなにいるわけではなかったりもするものですから、どうかなと思いました。普通、例えば殺人事件1個、例えば強盗殺人の場合には、こういう強盗殺人で、同じような事件でこんな判決が出ています、これにとらわれる必要はないけども、これも参考にして決めましょうかといって見ていただいて、その上で、それも材料にして考えていただくことが多いと思うんです。ところが、幾つか事件をやっている場合には、それと同じような過去の例がある場合もありますし、ない場合もあります。それから、事件によっては組み合わせで、同じのがほとんどないということもあって、主な事件だけなら過去の例がありますけど、他の事件についてはないと。だから、そこはどう考えるかは皆さん次第みたいなところがあるわけですが、そのあたりでどんな御苦労なり、あるいはやってみてどうだ

ったみたいなのところもありましたら、ちょっと伺っていきたいと思います。

それから、先ほど裁判官の説明について、7番さんのほうから、事前にもう少しここで、適宜の場所でもう少し説明していただいたほうが、それぞれの手続がわかりやすかったのではという話もありました。そういった話、裁判官に対してもありましたら、いろいろよかったというお話もありましたけど、悪かったという話もありましたら、お伺いできたらと思います。

では、8番さんのほうから。

8番

最終結論を出すことに対しては、僕の担当した事件は、1件目の強盗致傷、2件目の窃盗に対して、3件目の詐欺までは2年間の空き、間があって、最終的には3件目を犯していなければ、もしかしたら逃げていたのかなというような事件であって、それに対して裁判では情状酌量のところをいろいろと話はあったし、それに対して、被告人に対して若干の感情移入をしたところはあったんだけど、それが全てにおいて、その3件目のタイミングで情状酌量の観点がありました。最終的に刑を決めるときに、やはりその情状をどこまで考えるかというのは非常に難しかったと覚えております。

司会者

ありがとうございました。

そういった内容についても結構ですので、7番さん、いかがでしょうか。

7番

そうですね、一番悩んだのは証人尋問で、父親が管理を、被告人を、当然自分の子供ですから、より刑を軽くしようと努力しますよね。それからあと、その被告人が前に勤めていた会社の社長さんも、ちゃんと終わって出てきたらまた雇用しますよという話とか、いろいろいただいたんですが、残念ながら、何というんですかね、やっぱり検察官の説明が非常に印象に残っていたので、どうしてもその辺がというところが1点と、それからあと、性犯罪な

ので、やっぱり女性の方からしてみると、もう社会に出てほしくないという気持ちがありました。そのときに私が思ったのは、当然そうなんですけど、また別な罪を犯す人がまた出てくるわけですよ。ですから、ただ裁判を終わって、それで終わりじゃなくて、むしろそこからがスタートで、いかに今度は被告人が何年間務めたときにどういう人間として立ち直ってくるのか、その辺も見届けないといけないのかなというのが裁判を通して感じたことですね。

司会者

はい。これは裁判官の専門分野にはなりませんけれども、そういう性犯罪については、性犯罪の方向きのプログラムみたいなものを踏まえていて、再犯に及ばない、薬物の犯罪もそうですね。そういうのが今進められて、取り組みがされているところだと思います。そういうのもごらんいただいて、税金を使ってやっていくことですので、そういうことは大事だろうということなんですね。

事件が幾つかあることで、刑が決めやすいとか、決めにくいとか、そういうところはありましたか、7番さん。

7番

特に裁判官と我々とで一緒に入って、何というんですか、別に裁判官の方が常識だったわけじゃないですけど、我々の普通の感覚で考えるとそういうことなんじゃないかなという、お互いに理解し合えたところが非常に評価ができるんじゃないかなと私は感じました。

司会者

ありがとうございました。いいお話をありがとうございます。

やはり制度の趣旨が、そういうふうな国民の皆様の感覚を反映させるということですから、裁判官のほうも、そういう皆さんの感覚、経験が出るように評議を進めておりますので、意見はそういうふうに自由に言っていただい

て、議論もよくできたというふうにお伺いしてよろしいですね。

7 番

そうですね。はい。

司会者

それでは、6 番さんですね。

6 番

過去の何か例を見る前は、ある程度自分の中で決まっていたんですけど、評議のときに過去の例を見せられて、強姦致傷と強姦致死とか、いろんなケースがあり、それでも、死んでも軽い刑、量刑もあたりとか、その重要性の違いがいまいちわからなかったので、ちょっと迷いました。

検察官の方の尋問もうまかったので、逆に何か誘導されているんじゃないかということで、ちょっと惑わされないように、冷静に判断しようと思いました。

量刑を決めるときに考慮したのは今後の再生です。前の方もおっしゃっていましたが、再犯のおそれ、女性の心証としては、やっぱり出た後に、出てもまた同じことを繰り返すんじゃないかということで、だから、できるだけ刑を重くという心理も働いてしまうと思うんですけど、そういった再犯のおそれが軽減されれば量刑も少なくて済むのでは。ちょっとほかで、海外とかでは、近所にインターネットとかで出てきた人を見れば、調べるプログラムもあたりするのを聞いたので、そういうことがあればなと一般市民として思いました。以上です。

司会者

それでは、5 番の方ですね。評議で意見はどうですと言えましたかとか、結論でこういうことでどうだったとか、こんなことがありましたみたいなことですね。御感想であれば。

5 番

そうですね、とにかく緊張していたものですから、みんな。それを解きほぐすために、裁判官の方がよく説明してくださったので、とてもよく理解できましたし、それ以外のちょっとした変化にも気を配ってくださったりして、本当に安堵と嬉しさでいっぱいでした。ですから、量刑の理由も厳粛に受けとめられましたし、よくわかりました。そういう裁判でした。

司会者

皆さんで話し合った結果、これでということで、話し合いは十分できたし、判決の量刑理由を見ると、それをよく思い出せるような、そんな感じでいらしたという。

5 番

そうですね。

司会者

それは裁判所としてはよかったです。

続きまして、今度は4番さんへ行きましょうか。

4 番

評議についてはさっき言ったとおりなんです。ただ、被告人に強く思っていたのは、やっぱりストレスでそういうことを起こしたという状況がありましたので、絶対にカウンセリングを受けてほしいなと強く思いました。それで、それを裁判官の方に聞いたら、そういう制度もありますよという話も聞いて、少し私は、ああ、よかった、ほっとした気持ちはありましたね。追加すると、そういうことです。

司会者

ほかはよろしいですか。

これは事件がたくさんありましたけど、やっぱりその重みみたいな、やったことの重みみたいなのはあったんですか。その今言われた今後のこととかもあるでしょうけど、やっぱりやった犯罪の重さがあって、先ほどの御意見

につながっていったという。

4 番

そうです。

司会者

それでは、3 番の方はいかがでしょうか。

3 番

評議のときは、その裁判長の方が意見は平等に言っていただいて、それで、それについての反論といったら変かもしれませんが、それもお互いにやったつもりでした。それで、量刑を決めるときは、やっぱり示されて。それで、ただ、私、そのときに、ちょっとひんしゆくを買うかもしれませんが、この立件できたのは10件なんですけれども、ほかにもやっているようなんです。それは警察でも何か調べているらしいんですけれども。それで、一人の方から嘆願書が出ていたわけなんです。これは同じ行為が行われているわけなんですけれども、出会いなんだと。そういう形の嘆願書が出ていて、情状のところで弁護士さんのほうから出てきたと思うんですけれども、そういうこともあるんだなという形のものでちょっと感じまして、性犯罪というのは確かに厳しく罰するべきだと思うんですけれども、そういう感情も出てくる人もいるのかなというのは、ちょっとそういったことが1点ございました。すみません。

ちょっと今、雑談が入っちゃったんですけれども、我々の場合はもう同じような犯罪を10回も犯しているんで、どういう形の量刑にしようかということだったんで、そんなに悩まなかったような気がします。ただ、今から思えばちょっと悩みたかったなと。結果論としては同じだったのかもしれませんが、ちょっと悩みたかったなと思いました。

それで、弁護士の方も、どういうわけか、我々の事件のときに被告人のお母さんとかお父さんよりも、むしろそれのお友達のお母さんのあたりから涙

ながらの弁護があったんですけれども、そのときなんかは、そのことについては感動をしたりしました。ただ、私も裁判長のお許しを得て、ちょっと被告人に質問させてもらったりしたんですけれども、その態度とかなんとかも、一応そのときには考えさせていただいて、それで量刑なんかを決めさせてもらったと思っております。

さっきから弁護人の話が出てきまして、そういう傾向もあったのかもしれませんが、ああいう形の相手方の弁護をするといえますか、情状酌量のためにそういう方を呼んでくる、こういうやり方もあるのかなという形のもので、その身内以上に親身になって、小さいときから知っているんだと。こういう子じゃないんだと。そういうことを切々とお話しになりましたので、むしろそちらのほうが、親が話すよりも、ちょっと第三者が話したほうがよかったような気がして、そういうものもありましたので、ちょっとつけ加えさせていただきます。すみません、ありがとうございました。

司会者

ありがとうございます。今のはそういった親族でない方でも、そうやって被告人と近い関係にある人であれば、その訴えていることが届くというところもあるということですね。

3 番

そうですね。むしろ、何といえますか、本当は強姦された人なんですけれども、その嘆願書よりも、やっぱりそちらのほうがちょっとあれでしたね。はい。

司会者

事件は10件で起訴されていますから、他にやった分を含めた件数ではなくて、10件を基礎に決めているわけですね。

3 番

そうですね。

司会者

それでは、2番の方はいかがでしょうか。評議のところでは何か思われたこととか、御感想とかありましたら。

2番

評議に関しては、私含め全ての裁判員の方は積極的に参加していました。確かに私たちは素人なので知識がなくて当然ですし、ほかの方々は事前に法を学べばよかったとかおっしゃいますけど、それをしたら、私たち、裁判員裁判の意味もないと思うので、むしろ本当に無知のままそこに、どんな事件が待っているかわからなくても、飛び込むことが大事だと思っていて、やっぱり選ばれて、辞退しなかったんだから、どんなことが起きても私は物おじせずに、やっぱり頑張るしかないんじゃないかなと思います。

裁判官の方々もすごく親身になって優しく、本当に私たちのところまでおりてきて、いろんな知識を与えてくださって、わからないことがあれば、本当に何分でも時間をかけて、納得するまで話を聞いてくれて理解しようとしてくれる、その姿勢が本当にありがたかったです。

最終結論を出すことは難しくはなかったです。むしろ私の事件は性犯罪がかかわってきていて、日本は性犯罪に関して物すごく刑が何か軽い気がして、海外はその出るときに、出る被告人に関してはGPSをつけるという国もあると、それは聞いていたので、やはり日本はちょっと性犯罪に関しては物すごく軽く見ているのかなとか思ったり、やっぱりその量刑を重くするとかして、知らしめるじゃないですけど、再犯がすごく多い事件ではあるので、もう少し性犯罪に関して、これは私は女性とか男性とか関係なく、もう少し重く受けとめてもらえたらいいなと思っています。

司会者

ありがとうございました。

では、1番さんはいかがでしょうか。

1 番

量刑を決める段階になると、そんなにもめませんでしたね。判決文のほうへも裁判員の意見を取り入れて作成していただいて、逆に感謝しているぐらいのもので、はい。以上です。

司会者

今回、お越しいただいた中では一番重い事件というか、判決とかになりまされども、事件の内容からして、それほどその刑を決める上で難しい状態はなかったという感じですか。

1 番

そうですね。

司会者

ありがとうございました。

それでは、報道機関の方も本日お越しいただいていますので、御質問がありましたら御質問いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

A 社 甲記者

今月、幹事の A 社の甲と申します。

裁判員経験者の方々にお伺いをしたいのですけれども、御自身が評議に携われて、最終的に判決を出された裁判の被告人の方は、今、刑務所にいらっしゃる方もいると思いますし、その後、二審もしくは上告審等をやっている方もいらっしゃると思うんですけれども、御自身が携われた裁判の被告人のその後というのは、一つ、気になるかどうか。そういったものに触れる機会があったかどうか。仮に刑務所に入った方であれば、その刑務所を出所された後の生活もあると思いますけれども、そういったものは知りたいと思われませんか、それとも、判決を出した以降のことは関係ないというふうに、ある意味、切ってしまいたいと思われるか、どちらでしょうか。

司会者

今の御質問は、御担当された事件の被告人のその後について気になるか、それから知りたいかどうかというのがメインですね。さらに、今、何か聞いておられる人がいればということですね。いかがでしょうか、どなたでも。どうですか。

1 番

知る機会がありました。また、知りたいとも思いました。それは、やはり出した判決がどこまで妥当なものなのかということで、当然知りたかったですし、一応新聞等にもちゃんとその辺は報道されましたので、私の事件の場合は。ですから、知る機会がありました。安心しました、その答えを聞いて。上告しなかったんです。

司会者

控訴はして、控訴審では維持された、あるいは、上訴もしなかったということで、一審の皆さんの加わった判決で確定したということですか。

1 番

はい。

司会者

それを報道でお知りになって、安心したということですか。

1 番。

はい。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。どなたか、どうぞ。

8 番

僕としては、感情的には、正直、知りたくないというのが本心でして、そういうようなもの、先ほど初めのほうに言わせてもらったように、被告人に若干の感情移入とかそういったものを持ってしまったところもあり、それに対して、実際に刑が何年、自分の決めたところで、そういうふうそこから

ちょっと目を背けたいという感覚が自分の中にはあります。同時に、その刑期を終えて出てきた先のことは、もう信じたいなというような感覚なので、逆に感情としては知りたくないです。

司会者

7番さん。

7番

何というんですか、やったことそのものはやっぱり許しがたいですけど、私も子を持つ親として考えてみると、相当の刑なんですよ。そうすると、出てくるときに親が活着ているのかどうかというところを考えたりとか、それから、被告人に質問をさせていただいたときも、二度と同じように、そういう気持ちにスイッチが入ってしまったときに、どのように防ぎますかという話をしたときも、きちんとこういうことをやって自分を押さえて、まともな人間になりますとはっきり答えてくれていましたので、それを信じたいし、普通の親として何かやっぱり気にとめてしまうな、そういう感じですね。

司会者

7番さんの事件は30代後半の被告人で、懲役19年の判決ですね。ですから、今言ったようなお話なんですね。

ほかの方はどうでしょうか。今のA社の方の御質問に何かお答えになれる方はいますか。どうぞ。

5番

私は、あくまで主犯の人は悪いと思っているというところがあったものですから、その方は刑期を終えて出所をしてからは、本当に普通の幸せをできるようになってほしいと。それもできるだけ早くそういうふうになってほしいなと思っています。

司会者

ほかはよろしいですか。いいですかね。

あと、どうでしょうか。御質問はないですか。もう一つぐらいありますか。

A社 甲記者

今ので、追加ですけれども、5番、1番、7番の方の信じたいとか、もしくは、その出た後は幸せになってほしいという部分は、ある意味、知って確認をしたいという気持ちはありますか。8番の方のお答えですと、やっぱり信じたい、もうそれ以上はかかわりたくないということなんですけども、例えばですけど、刑務所を出るタイミングとか、もしくはその刑期が短縮されたタイミングには、もう定期的になのか、自分が携わった判決に関しては情報をもらえるような制度があったらいいと思われるか、どうでしょうか。特に1番の方の事件の場合は、多分報道によって知る機会があるものだと思うんですけど、報道によって知る機会のない事件も、また裁判員裁判対象事件になったと思いますので、その場合、やっぱり知りたいと思うかどうかというのが。

司会者

今、御質問している内容としては、知りたいと思うんじゃないかというお気持ちなんですけど、いかがでしょうか。何か追加してございますか。7番、5番の方、1番の方はありますか。

7番

すみません、もう一回お願いします。

司会者

私のほうで少し補充しますと、信じてこうなってほしいとか、こう言っていたのを信じたい気持ちがあるということですが、実際に見て確認したいという、実際に知って確認したいというお気持ちはおありですか、というところですね。

7番

あるかないかといったら、やっぱりできれば確認したいというのが一つと、

それから、さっきも述べたように、刑務所に入って終わりじゃなくて、その刑務所に入ってから、立ち直るためのそのプログラムなんかもきちんとやっぱり国として考えてくれて、そして、その人が出てきたときには、本当に入るときに入った後では人間が変わっていると、そういう感じをやっぱり望みたいなと思っています。

5 番

私は特別知りたいとか、余り考えたことはないんですけど、ただ、もう本当に普通の生活を送れるような状態に早くなっただけならなと思いました。そういうことです。

司会者

ありがとうございました。そのあたりは制度の問題にもなってきますが、今言ったような御感想がそれぞれおありになったということですね。

今、御列席の検察官、弁護士、裁判官の方は何か御質問ありますか。何かありましたら伺います。よろしいですか。

では、今まで御質問させていただきましたが、最後にとということで、今まで言い残したこととか、あれも言っておかなくちゃとか、言い忘れたこととかがありましたらおっしゃってください。

また、それはそれとしまして、今回、この意見交換会に来ていただいて、これから裁判員候補者として呼ばれる、それから、裁判員になられる方へのメッセージとか、先ほど選任の間は空けたほうがいいというみたいな運用についての御希望もございましたけれども、そういったことでも結構ですけど、今後に向けて、こういうメッセージとか、特に裁判員をこれからやる方にメッセージがあれば、お伺いしていきたいと思います。

どちらからにしましょうか。半分ずつということでしたら、8番の方からがよろしいですかね。8番の方はいいですか。

8 番

僕、この裁判員制度といったものが始まった当初、やはりメディアとかそういうものを見ていて、国民の義務だとか、辞退するためにはいろいろな資格があって、普通のサラリーマンにはなかなか当てはまらない。つまり、結局はもう絶対に出なくちゃいけない。会社も休まなきゃいけないといったネガティブな感情がすごく多くて、何だその制度はと非常に思っていたところがあるんですが、実際に自分が裁判員に選ばれて経験したことによって、ふだんは意識すらしたことのないようなことというのを経験することになって、それでちょっと自分の中でも、自分の人生の中で今まで体験したことのないことができたなど。またやりたいなという感情は今は非常にあります。なかなか立候補できないような制度なので、待つしかないのですが、もし次も選ばれたらやりたいと思っております。

司会者

ありがとうございます。立候補の制度はありませんので、ちょっとお待ちいただくしか、あるいは法制度が変わるのを待つしかないと思います。

7番さんお願いいたします。何か言い残したこともございましたらおっしゃっていただければ。

7番

大まかには、今、8番さんが言ったように、自分も裁判員になって、初めて裁判のこと、それから犯罪のこと、刑務所のことを知りましたので、ぜひ次の方もそういった体験をして、少しでも世の中のためにやっていただきたいというのが一つと、それからあと、これは難しいかもしれませんが、弁護士、それから検察官、確かに訴訟でうまい、下手がありますけど、そのうまい、下手だけにとらわれず、事実とその証拠は何なのかというところをぜひ確認して、裁判に挑んでいただきたいなというところです。

それから、最後にもう1点、審理が終わって評議をしますよね。評議をすると、逆にその審理のときに言えなかった質問内容が浮き彫りになってくる

んですよね。ですから、一発勝負は一発勝負なんですけど、できれば評議という形じゃなくて、評議に近いもので一回、その被告人の刑をまとめて、さらにもう一度質問をする場面があると、よりいいのかなというふうに感じました。以上です。

司会者

ありがとうございました。今言われた2点目のうまい、下手もあるんですけど、事実と証拠をしっかりとというのは、いろんなパフォーマンスの効果もあるけれども、それにとらわれずに、やはりちゃんとしっかりと証拠と事実を伝えることが大事だと。そういった思いがおありになるということですね。

それから、3点目については、そういうお話は確かにありまして、なかなか難しい問題でありますけども、またちょっと考えていきたいところです。難しいのは、審理の途中で結論についてそういう話し合いをすると、その前に当事者の意見も聞かなくてよいか、つまり、検察官、弁護人の意見も聞かないで、話し合いをどのくらいするかみたいなこともありまして、途中で少しずつ話し合いはしているんですけど、正式な話し合いを途中で余りするものもどうかみたいなところもあります。ですけど、正式な評議をしてみると、あれも聞いておけばよかったと思うことは常にあるものでして、なかなか難しいところですね。本当にこれを聞かないと困るというときには、もう一回、例えば被告人に聞いたりということもあるかもしれませんが、そこまでの内容でもないことが多いので、何となくそれで終わっているということですかね。ですから、何とも言いがたいところはあるんですけど、それはおっしゃるとおりだと思います。

続きまして6番の方、お願いします。

6番

裁判員となられる方へのメッセージということ自体が難しい。皆さん、当

日までわからないし、候補になった時点でも、まさか自分が当事者になるとは思わないので、送られてきたDVDも全く見ていませんし、選定されてから周りの仕事関係の人に言ったところ、自分より周りの人がはれものにさわるように、そのことを周りに話さないとか、隠してくれるようにしていて、余り世間一般ではどういう扱いにすればいいのかどうか、余り実は知られていないのかなと思うので、何というんですか、報道とかに頼るしかないと思うんですけど、もう少し実際の経験者の意見を踏まえて、世間一般に認知されるような形になっていただければなと思います。

司会者

ありがとうございます。私も常々申し上げているんですけど、最初は名前とか、自分がやっていることを余り明らかにしないこととなっていますけど、判決が終わってしまえば、評議の秘密以外は、法廷であったこととか、事件の判決の内容とか、全部お話しいただいていいので、ぜひ宣伝してくださいとお願いしています。皆さんもこうして意見交換会に出られたわけでもありますし、引き続きよろしくお願いいたしたいと思います。なかなかそうはいつでも、周りがどう受けてくれるのかというのはありますが、経験されて思ったところは、率直なところをぜひ皆さん、周りに伝えていただければなと思っております。

では5番の方、お願いします。

5番

迷いながらも有意義でしたし、経験したくてもなかなかできない体験をさせていただいたことには、とても感謝しています。これから選ばれる方々には、そのチャンスをぜひお受けすることをお勧めしたいと思っています。

司会者

以上でよろしいですか。もうそれ以外には思い残すことはないですか。

5番

ないです。

司会者

続きまして、どうぞ。4番さん、お願いします。

4番

冒頭で言いましたけれども、やっぱり経験できなかったことが経験できたというのはすごく有意義でした。私の周りでも、やっぱりこういうことだよと、裁判なんかを聞いていて、ここまで話していいんだよと言われて、それを話すと、いや、それは言っちゃいけないんじゃないのとかって言われて。だから、私の周りでも、裁判員に選ばれた人はほとんどというほどいなくて、そこら辺は徐々に自分から伝えていければなど、こういう問題よということもPRでもなればなど思っております。非常にいい経験をしたので、今後、選ばれた人たち、ぜひ引き受けてほしいと思います。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。

続きまして3番の方。

3番

もうとにかく最初、何事も新鮮なところへ入ってきて、テレビとかそういうものでは、映画ではよく見させていただいているんですけども、裁判自体もどんなものかというのはよくわからずに、テレビの中ですから、どう振る舞っていくかという形にもなるんですけども、それがこういう形で、実際に審理に携わせていただいて、それについてはすごく感謝しています。

逆に言うと、その最初のところが一番不安でしたので、この辺、さっきずっと皆さんもおっしゃるように、何かその不安を払拭するような、何かそういうキャッチフレーズか何かをよく考えられてやられればいいと思います。

参加させてもらって一番よかったのは、やっぱり裁判官の方、私は工学部なんですけれども、司法試験というのは難しいと百も承知してしまして、そ

ういったもう近寄れない人だと思っていましたけれども、先ほど言いましたように、もう食事もお茶も一緒にやりまして雑談もしましたし、それから趣味なんかも、こんな趣味、この裁判官の方はあるのかなという形のものもできまして、それは秘密の中かもしれませんが、それはすごくよかったような気がします。

司会者

それは秘密じゃないです。

3番

ああ、そうなんですか。そういうところで、すごく今までは遠い存在だった方が近くへ寄ってきたと。それと同時に、やはり裁判所という形のもの、裁判所から何か来ると、何かどきっとするのは当然なんですけれども、今でもどきっとはしているんですけれども、そういう形のものも機会があれば、裁判というものも傍聴してみようかなという形になってきて、その辺、裁判所といいますか、裁判自体について、すごく親しみが湧いてきたというのが私の印象です。

先ほども1番の方もおっしゃったように、やれるものならもう一回やってみようかなと思うくらいになりまして、本当に有意義で、ただ、裁判官の方、本当に御苦労さまでございました。質問について全て次の日にも答えていただくような形で、私のときはやっていただいたんで、相当帰っても勉強されていたと思いますし、朝の9時から夜の5時までずっとみっちり、、その辺も大変だったと思いますけれども、それについては本当に感謝しております。ありがとうございました。

司会者

温かいお言葉をありがとうございます。裁判官のほうでも気をつけていることを簡単に言いますと、一つは、皆さんに自由に忌憚のないというか、思ったところを言っていただくような雰囲気をつくるのが一つの目的になって

います。最初はやはり緊張して来られたり、嫌だなと思って来られている方もおられるでしょうし、そこを何とか気持ちをほぐしていただくというのが一つ。もう一つは、先ほど御質問に対してどうお答えするかということですが、自分が本当にわかっていないことはやはり説明できないんですね。ですから、本当に例えば聞かれたことがわかっていないか、わかっているのかどうかということを常に自問自答しながら裁判官もやっております。そういう意味で、裁判官も、やはり裁判員の方と一緒に仕事をする中で鍛えられているんだというふうに我々は考えておりますので、我々のほうこそ、むしろ感謝しているというふうなところですよ。

続きまして、2番の方。

2番

メッセージといってもちょっと難しいので、何とも言えないんですけども、私の場合、会社にいるときに母親から突然電話がかかってきて、「あなた、裁判所から手紙来たけど、何かしたの」と言われたのが始まりで、それも私たちはびっくりしちゃったんですけど、何もしていないのにと。そして、裁判員裁判をよくニュースで見ている、それに選ばれるかもしれない、そのときはすごくうれしくて、なかなかできない体験ですし、経験ですし、ふだん、かかわることのない弁護士さんとか、裁判官の方だったり、検事の方にやっぱり触れることが物すごくうれしくて、一方の法に関しては全然知識がないんですけど、無知だからこそ、いいことって多分あると思うので、裁判員に選ばれて、嫌だなとか、仕事を休まなきゃとか、そういう確かにネガティブなものは非常に多くあるんですけど、でも、それでもめったに選ばれないこの機会とかチャンスを手放すほうが、私は人生損していると思うので、もしその手紙が来ても、ちょっとびっくりしますが、絶対に恐れないで、これがピンチはチャンスじゃないんですけど、手を伸ばしてもらいたいなと思います。

本当に裁判官の方だけではなくて、ほかにも裁判所の職員の方々が本当にたくさん面倒を見てくださって、やっぱりいろんな人がいるので、うるさいおばさん方、おじさん方、うるさい若造とかがいるのに、本当にあそこまで親身になって、お昼も一緒にいてくれたり、私は、最後、これは言っているのかわからないですけど、やっぱりすごく長い時間を一緒にいて、私は裁判官の3人の方々が大好きになってしまって、最後、裁判員の方、みんなに協力していただいてメッセージカードのアルバムをつくって渡して、大号泣し合ったぐらいにすごく仲よくなったので、やっぱりまた機会があるなら裁判員をやりたいですし、傍聴もたまに休みが取れたときは見に来ているので、これからもやっぱり、そうですね、もう少し身近に捉えて、私自身も法とかやっぱり初めて触れることができたので、自分なりに学んでいって、自分の人生に生かせるように頑張っていけたらなと思います。

司会者

ありがとうございます。今のお話も評議の秘密には反しませんので、事件に関係がありませんから。10日以上一緒にお仕事されたということで、そういったことで思いがおありになったんですね。

では、1番の方。

1番

得がたい貴重な経験をさせていただいたなと感謝しております。最初、通知が来たときは、正直言ってえっと思ったんですけど、いいの、私なんかでというか、よかったんじゃないでしょうか。はい。以上です。

司会者

議事のほうはこれで終わりますけども、何かございますでしょうか。

今日は本当に貴重な御意見をどうもありがとうございました。

ここにいる検察官、裁判官、弁護士、それぞれ伺ったことをまた糧にして、裁判員の方と一緒にいい裁判ができるように、また努力してまいりたいと思

います。

先ほどお話がありましたように、また皆さんが選ばれる機会がありましたら、既にそうおっしゃっておられる方がおられましたが、ぜひ辞退せず、またお越しいただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。